

都市建設委員会委員長報告書

平成30年6月27日

都市建設委員会に付託されました議案3件につきまして、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、議案第53号市道路線の認定について及び議案第54号市道路線の廃止については、関連がありますことから、一括して審査しました。

議案第53号市道路線の認定については、土地区画整理事業によるもの35路線、開発行為の帰属によるもの7路線、その他4路線の計46路線を市道として認定し、適切な維持管理のもと、市民の利便の向上に資するものです。

また、議案第54号市道路線の廃止については、土地区画整理事業等に伴うもの17路線を廃止するものです。

なお、本委員会は案件の現況を視察したことを申し添えます。審査の過程における討論として、

1 1点要望し、賛成の立場で討論する。

区画整理をはじめ、開発行為により市道路線の認定、廃止を行うものであるが、差し引きでは、1.19kmの増となり、道路管理者が管理している市道の総延長は約666kmになると思う。これは、東京都から岡山県の区間にあたりと認識している。

自治会長からの要望に対しても、現場を確認の上、小破修繕などを含めてすぐに対応していただき、地域住民も大変喜

んでいる。

これからも、機動力を持って対応していただきたい。

2 1点指摘し、賛成の立場で討論する。

区画整理区域内では、新市街地地区に限らず、交差点の安全対策の徹底、実施がどこでも聞かれており、市として早急に対策をすべきである。

がありました。

採決の結果、議案第53号及び議案第54号については、両案とも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第52号 流山市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、市営住宅平方団地を廃止するほか、条文の整備を行うものです。

審査の過程における討論として、

1 反対の立場で討論する。

公営住宅の既存借り上げ方式は、直接建設方式と比べて1戸あたりの累積の収支では有利とは言えず、自治体にとっては、むしろ不利になることが、国土交通省の試算でも明らかにされている。流山市も、流山市における市営住宅の収支において、既存借り上げ方式が有利になるとの予測は示せていない。

国が既存借り上げ方式への移行の政策を進めているのは、第1に国にとって自治体への補助を軽減することができる。第2に、民間賃貸住宅業界へのテコ入れ策を強化したい。そうした動機に基づくものであり、公営住宅の意義を踏まえた施策としてとか、公営住宅を利用する市民へのより良い施策の展開などを意図したものではない。

市営住宅平方団地の廃止は、市と市民の財政的な負担を増やす可能性があり、公営住宅の質の向上にも資する保証のない既存借り上げ方式への移行を加速させる契機にもなろうとしている。

2 1点要望し、賛成の立場で討論する。

低廉な家賃で、市民の方々に提供してきた市営住宅平方団地ですが、これが、今回解体、整地に至ることは誠に残念である。しかし、施設の老朽化が著しくなっており、借地部分に関して、借地契約が満了するなどの理由により、平方団地の解体、整地はやむを得ないと判断する。

住み替えについては、当局として計画的、段階的な転居を配慮されたことを評価する。市の用地については、地域の要望の声に耳を傾け、反映させていただきたい。

3 賛成の立場で討論する。

平方団地入居者の住み替えについては、平成30年5月13日で入居者及び同居者すべての住み替えが円満に完了した。また、今年度中に解体、整地を行い、地権者に返却する予定とのことである。

地権者には、公営住宅法をご理解いただき、長年にわたって本市の住宅政策にご協力をいただいたことに感謝申し上げます。

4 1点要望し、反対の立場で討論する。

市営住宅の一部条文を改正することは、住民に何ら変化がないということで、これは反対するものではない。

今後、市営住宅を廃止する方向であるということが明らかになった。

本市の公的住宅などの新築及び確保を求める。

がありました。

採決の結果、4対2をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、都市建設委員会の委員長報告を終わります。